

質権者の破産管財人に対する 不法利得返還請求が認められた事例

(最高判 平18・12・21 金商1264―39)

質権者の優先弁済権が害されたとして、損害賠償等を求めた事案において、破産管財人が、破産宣告後の未払い賃料債務と質権が設定された敷金返還請求債権を相殺したことが破産管財人の担保価値保全義務に反するとした上で、破産管財人の善管注意義務違反を否定し、破産管財人に対する不当利得返還請求が認められた事例（最高裁 平成18年12月21日判決 一部破棄自判、一部棄却）

1 事案の概要

会社Tは平成10年2月に東京都内の建物の賃貸借契約を締結し、貸主Sに対し敷金6050万円を差し入れた。Tは平成10年4月に金融機関A～Eに対して、本件敷金返還請求権のうち6000万円につき質権を設定し、Sは質権設定を承諾した。

Tは平成11年1月に破産宣告を受け、Yが破産管財人に選任された。金融機関Aは平成11年9月にTへの債権をPに譲渡し、Pは債権管理回収会社X1に債権の回収を委託した。また、金融機関Bは破産宣告前の平成10年9月に同様にX2に譲渡した。

Yは平成11年3月から10月にかけて本件賃貸借契約を順次Sと合意解除し、その際、Tの破産宣告後の未払い賃料に敷金を充当した。

X1（①事件原告）及びX2（②事件原告）は、本件敷金充当合意は破産管財人の善管注意義務に違反し、質権者の優先弁済権が害さ

れたとして、損害賠償又は不当利得の返還を求めた。

①事件第一審（平成16年3月11日横浜地判）は、敷金返還請求権に質権を設定した者は、敷金返還請求権が額面以下にならないようにこれを保存すべき義務を負い、賃料債権は破産債権に優先して支払われるから、破産財団に支払余力があるにもかかわらず、Yが破産宣告後の賃料、共益費を支払わず、敷金返還請求権と相殺したのは破産管財人の善管注意義務違反として損害賠償請求を認容した。賃料の相殺処理で支払いを免れても、破産財団に属する敷金返還請求権も消滅するから破産財団に利得は生じないとして、不当利得返還請求は斥けた。

②事件の第一審（平成16年1月29日横浜地判）は、Yを悪意の不当利得者として不当利得返還請求を認容した。

控訴審（①事件：平成16年10月27日東京高判、②事件：平成16年10月19日東京高判）は、①事件について、破産管財人は破産債権者の共同利益のために行動する職責を有し、それに見合う選択裁量が認められるべきであること、また、本件で質権の目的となった敷金返還請求権が、目的物返還時において、賃借人の賃貸人に対する一切の債務を控除し、なお残額があることを条件として、その残額について発生するものであり、質権設定者（賃借人）と賃貸人との間の関係に依存する不確定な条件付債権であることを重視し、破産財団

の預金額が全破産債権額の約2%に過ぎなかった状況下では、本件敷金充当は破産管財人の善管注意義務違反に当たらないとして損害賠償請求を斥け、不当利得返還請求についても第一審と同じ理由で斥けた。他方、②事件については第一審と同様に、Yを悪意の利得者とする不当利得返還請求を認めた。

2 判決の要旨

最高裁判所は、①、②両事件について、次のように判示して、Yに対する損害賠償請求を斥けた。

- (1) 敷金返還請求権は条件付債権であるが、敷金返還請求権が質権の目的とされた場合において、賃借人が正当な理由に基づくことなく未払賃料を生じさせて敷金返還請求権の発生を阻害することは担保価値保全義務違反になる。

Yが破産宣告後、破産財団に賃料支払いの十分な資力があっても関わらず敷金を充当して敷金返還請求権の発生を阻害したことは特段の理由がない限り担保価値保全義務違反にあたる。

本件では、賃料債権は破産債権に優先する財団債権であり、これを現実に支払わずに敷金を充当することについて破産債権者が保護に値する期待を有するとはいえず、Yの行為を正当とする特段の理由にあたらず、Yに担保価値保全義務違反があったと認められる。

- (2) ただし、破産債権者のために破産財団の減少をふせぐという職責と質権設定者が質権者に負う義務との関係をどのように解するかに関する学説、判例が乏しかったことや、敷金充当の前提となる本件賃貸借契約の合意解約につき破産裁判所の許可を得ていることから、Yの破産法上の善管注意義務違反は認められない。

- (3) 他方、敷金返還請求権は、破産法上の別除権である質権によってその価値の全部を把握されていたのであるから、敷金充当によって支払いを免れた賃料の額に対応して敷金返還請求権の額が減少するとしても、破産財団の財産が実質的に減少したとはいえない。

- (4) したがって、破産財団は質権者の損失において破産宣告後の賃料相当額の利得をしたと認められる。

ただし、②事件について、①事件でYの善管注意義務違反を否定したのと同じ理由により、Yの悪意の利得者性は否定すべきである。

3 まとめ

本件は、破産債権者の共同利益のために破産財団の減少を防ぐという破産管財人の職責と破産者である質権設定者の義務を承継する者として質権者に対して負う義務とが衝突する難しい場面における最高裁の判例であり、破産管財人の善管注意義務に関する指針として実務への影響力も大きいと思われる。

破産宣告後に破産管財人が従前の賃貸借契約を合意解約し、明渡しまでの賃料債務と敷金返還債権を相殺することは破産管財人の裁量として実務でもしばしば行われているようであり、その観点から本判決を厳しく受け止めるコメントも見られるところである(NBL851号14ページ以下参照)。